

発行日 昭和46年2月20日
発行 三重県度会町
編集 総務課

2月のこよみ

春の火災予防運動
(28日～3月13日)

- 21日 スポーツ少年団交歓会
(小俣小)
- 24日 妊産婦検診(母子センター)
- 25日 乳幼児検診(中之郷保育所)
- 26日 所得税確定申告出張受付
(役場)
- 27日 同上
- 28日 春の火災予防運動初日

3月のこよみ

春の火災予防運動
(28日～3月13日)

- 2日 商工相談所開設(1時 役場)
- 3日 ひな祭、耳の日
妊産婦検診(母子センター)
- 4日 乳幼児検診(中川小)
- 6日 奈良のお水取り
- 7日 消防記念日
- 8日 国際婦人デー、股関節撮影
と保健指導(母子センター)
- 10日 妊産婦検診(母子センター)
- 11日 乳幼児検診(母子センター)
- 13日 春の火災予防運動最終日
- 15日 中学校卒業式
- 17日 妊産婦検診(母子センター)
- 18日 乳幼児検診(一之瀬中)



棚橋のお頭神事

ドンドンサキョーのかけ声も勇ましく、今年も棚橋区に伝わるお頭神事が2月7日にぎやかに行なわれました。

この神事は、毎年旧の1月12日にネギヤと呼ばれる当番の民家で、19歳の若者が獅子頭をかぶって舞う獅子舞いで徳川中期には、すでに当地で行なわれた記録も保存され、また、昭和43年には、県の無形文化財に指定されています。

午前10時ごろから夕方までネギヤの座敷で座敷舞いを舞ったあと、夜にはいってからは、見物人でいっぱいになった庭に出て、獅子あやしの天狗とともに、所せましと勇壮な舞いをくりひろげました。

写真は一夜の打ち祭り

自衛官募集

陸・海・空自衛官を募集中です。

- ◇身分 国家公務員特別職
- ◇給与 初任給二五、一〇〇円(約十ヵ月後に二八、二〇〇円)、ボーナス年三回四・五ヵ月分。
- ◇衣食住すべて無料給付。
- ◇資格 十八歳～二十歳未満の男女、ただし十七歳から受験できます。
- ◇受付 毎日行なっています。くわしくは自衛隊三重連絡部明野分駐所(電話伊勢⑦〇一一一)か町総務課へおたずねください。



2月の納税
固定資産税
(第四期分)

2月28日までに必ず納めましょう。

給与改定案(条例改正案) 8 件を可決

一般会計 4 回補正で 3 億円に



○…提案理由を説明する浜岡町長…○

臨時町議会

第一回臨時町議会が一月二十八日開かれ、町長提出の給与改定関係の条例一部改正案四件と、これにともなう補正予算案四件について審議が行なわれ、慎重審議の結果、全議案を原案どおり可決しました。

可決された議案

▼町報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正案

町議会議員の報酬を特別職報酬等審議会の答申にそって引上げるもの。カッコ内は改正前月額。
議長月額二万七千円(二万三千元)、副議長月額二万二千元(一万八千元)、議員月額二万円(一万六千元)。(一月一日適用)

▼町長、助役および収入役の給料および旅費に関する条例の一部改正案

町長らの給料月額を特別職報酬等審議会の答申どおり引上げるもの。カッコ内は改正前月額。
町長月額十四万五千円(十二万円)、助役月額十一万円(九万円)、収入役月額十万円(八万二千元)

▼教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正案

教育長の給料を月額八万五千円(改正前七万円)とするもの。(一月一日適用)

▼町職員給与条例の一部改正案

人事院勧告による国家公務員の給与改定等に準じて、町一般職の職員の給料月額を平均十五パーセント引上げるとともに、期末、勤勉手当、通勤手当、宿日直手当の改善と住居手当を新設するもの。

(四十五年五月一日適用、一部一月一日適用)
▼四十五年一般会計第四回補正予算案

職員給与改定関係費がほとんどで、八百七十三万一千円を追加し、総額三億八百六十四万三千円となる。
【おもなもの別に掲載】

▼四十五年国民健康保険特別会計第二回補正予算案

職員給与改定関係費五十二万二千円を追加し、総額五千四百五十七万二千円となる。
▼四十五年母子健康センター特別会計第一回補正予算案

職員給与改定関係費十五万一千円を追加し、総額二百八十四万二千円となる。

▼四十五年農業共済事業会計第二回補正予算案

職員給与改定関係費など四十五万八千円を追加し、総額九百六十二万七千円となる。

一般会計 補正予算のあらまし

【歳入】

◆町税 4,500千円 ◆地方交付税 1,530千円 ◆分担金及負担金 80千円 ◆国庫支出金 1,342千円 ◆県支出金 210千円 ◆繰越金 8,269千円 ◆町債 7,200千円 減額

【歳出】

議会議員報酬、および特別職、一般職の職員の給与改定に伴う費用がほとんどで、ほかに、土木費で町道改良事業費 2,000千円追加、同事業の町負担金 2,540千円を減額、諸支出金は、母子健康センター特別会計へ 151千円の追加。

◆議会費 370千円 ◆総務費 2,001千円 ◆民生費 3,032千円 ◆衛生費 148千円 ◆農林水産業費 637千円 ◆土木費 691千円 (町道新設改良費 2,000千円追加、県道改良事業負担金 2,540千円減額) ◆教育費 1,701千円 ◆諸支出金 151千円

【地方債の補正】

◆林業債 3,300千円を減額し 1,200千円とする。 ◆土木債 4,100千円減額し 16,100千円とする。 ◆教育費 8,000千円減額し 0とする。

春の火災予防運動

2月28日～3月13日

春さきにかけて火災の発生しやすい時期をひかえ、二十八日から三月十三日まで全国一斉に春の火災予防運動が展開されます。

本町では山火の発生が、不始末から山火事が多く発生しています。十分注意をしてください。

また、野焼きや畦焼きなどをされる場合は、事前に町長に届出をいただくことと、必要人員を配備して付近に飛火しないよう慎重に行なってください。(異常乾燥注意報の出ているときは、禁止させていただきます)

【重点目標】①たばこの投げ捨て、寝たばこの禁止②外出時、就寝前の火の元点検③車の両面火災の防止④林野火災の防止……など。

3月の商工相談所

◆とき 3月2日(火)午後1時～4時
◆ところ 度会町役場

伊勢商工会議所経営指導員が出張して、町内の商工業者の方々に、商工の取引きや金融・税務のことについてご相談に応じます。ぜひご利用ください。(毎月第一火曜日が商工相談日です)。

県道通行制限のお知らせ

◇とき 2月13日～28日
午後8時～午後5時
(毎日30分間隔で通行制限)パスは通行制限しません。

◇ところ 伊勢南島線(小萩～柳間)

今年 は 選挙 の 年

知事・県議選皮切りに

今年 は 選挙 の 当 たり 年 と い わ れ る ほ ど 多 く の 選 挙 が 控 え て い ま す 。
特 に 身 近 か な 地 方 選 挙 が め じ ろ お し て 、 ま ず 四 月 十 一 日 は 県 知 事 と 県 議 会 議 員 の 選 挙 、 二 十 五 日 に は 町 長 選 挙 、 次 い で 六 月 に 参 議 院 議 員 選 挙 、 七 月 に 町 議 会 議 員 選 挙 と 続 き ま す 。
地 方 自 治 の に な い 手 を 直 接 選 挙 す る 地 方 選 挙 、 向 う 六 年 間 国 政 を ま か す 参 議 院 議 員 選 挙 と 、 ど れ を 取 っ て も み な 重 要 な 選 挙 で す 。
ど の 人 が わ れ わ れ の 代 表 と し て ふ さ わ し い か を よ く 考 え 、 こ の 一 連 の 選 挙 が 明 る く 正 し い 選 挙 で あ り た い も の で す 。

選 挙 の 日 程

	告示日	選挙日	住所要件
県知事	3月17日	4月11日	45年12月15日
県議会議員	3月30日	4月11日	45年12月15日
町長	4月18日	4月25日	46年1月13日
参議院議員		6月予定	
町議会議員		7月予定	



選挙人名簿にしなければ 投票できません

これらの選挙で投票するには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。
選挙人名簿への登録は、毎年九月一日現在で登録する。
(1) 定時登録と選挙の都度行なわれる(2) 選挙時登録、それに定時、選挙時登録の際も

いた人について行なう(3) 補正登録があり、一度選挙人名簿に登録される仕組みになっています。

(1) 定時登録……毎年九月一日現在で、町住民基本台帳に登録されている人の中から、住所要件(九月一日前、引き続き三ヵ月以上本町に住んでいること)・年齢要件(九月一日で満二十歳以上の人)を満している人を職種で選挙人名簿に登録するもの。

(2) 選挙時登録……選挙が行なわれる都度、登録されるもので、定時登録(九月一日)以後に登録要件のきた人で、次の定時登録日までに選挙が行なわれる場合、職種で選挙人名簿に登録するもの。

名簿の閲覧

選挙人名簿に登録されているかどうかを確認したい場合は町選挙管理委員会に申出て名簿の閲覧をすることが出来ます。ただし選挙の告示日から選挙後五日までの間は閲覧できません。

家計簿体験談を募集

2月28日まで

「わが家の家計簿」体験談を次のとおり募集しています。
◇内容 家計簿をつけ始めた動機や苦心談など。
◇応募方法 四百字詰め原稿用紙五枚以内。
◇締切り 二月二十八日
◇送り先 津市広明町、三重県庁内、三重県貯蓄推進委員会
くわしくは町総務課へ

農林省は、過剰米対策として昨年に引き続き四十六年産米の生産調整を行なうことになり、このほど都道府県別目標数量を内定しましたが、これによると三重県は昨年割当の二・四倍強の四万七千四百トが割当られました。

四十六年産米の生産調整は、昨年の緊急措置と違って昭和五十年までの五カ年計画による第一年度というものです。

三重県では、目下、各市町村への割当数量など生産調整の取扱いについて検討されていますが、内報されているのは次のとおりです。

◆生産調整の対象農家

米の生産調整

昨年の二・四倍に

生産調整数量の割当は、原則として水稻の政府売渡実績のある農家とする。ただし、売渡実績のない農家が行なった生産調整水田も補助の対象とする。

◆奨励補助金
休耕、普通転作、特別転作
(3) 特別転作四万円(三万円)
なお、昭和五十年産米で生産調整を行ない、奨励補助金もそれに応じて交付されますが、休耕についての奨励補助金は四十八年度までとし、特別転作も四十五年産米で植付けた

(永年性作物への転作)の三つに区分し、特別転作を最高額とする。現在の案では全国平均が次のとおりです。カッコン内は本町の平均額

(1) 休耕三万円(二万円) (2) 普通転作三万五千元(二万五千元)

◆買入れ制限
生産調整とともに、政府買入れ数量を制限し、子約限度数量の範囲とする。(農林省の内示によると、全国平均で四十五年

水田については奨励補助金は四十九年度までとする。

産米子約実績の約一割減となっています。

◇ 以上が概要ですが、今後若干の変更がある場合もあります。

◇ 本町では、この米生産調整対策について、昨年末に町と町議会代表者それぞれに各農協、養蚕農協、茶組合の組合長ら十名で度

会町米生産調整対策本部(本部長・浜岡町長)を設置し、転作問題などの協議を行なっています

◇ 現在のところ本町の転作主幹作物は茶をとり入れることにし、これについて各農協が農家の意向をとりまとめられています

◇ これをもとに種苗対策などを樹てることとしております。



成人おめでとう 希望にもえる134人

新成人を祝う町主催の成人式は、1月15日内城田中学校に約100人の新成人が出席して行なわれました。

今年新しく成人となった人は、昭和25年4月2日から同26年4月1日までに生まれた男子66人、女子68人の合計130人。式は、君が代斉唱のあと浜岡町長のあいさつ、北村町議会議長ら来賓からお祝いの言葉があり、新成人に町から記念品が贈られ、続いて新成人を代表して中森栄子さん(中之郷)が「新しい人生が始まりました。大人になったことを自覚し、どんな困難にも打ち勝つてゆきたい……」と力強く新成人の誓いを述べ、万歳を三唱して式を閉じました。なお、この日、町青年団団員が、この意義ある日をいつまでも忘れずにと、会場入口で新成人に甘酒のサービスをする光景も見られました。=誓いの言葉を述べる中森栄子さん=

- ◇健康診査の項目と時期
(1)梅毒血清反応検査 (2)血色素検査
(3)血圧測定 (4)尿化学検査(時期は、妊娠五ヶ月までに一回と、五ヶ月以後に一回行ないます。)
- ◇受診できる人
(1)生活保護世帯 (2)前年度町民税の

妊娠中のお母さん

二回は健康診査を

健康な赤ちゃんを生むためには、なんといつても母性の健康管理が大切。そこで県では、妊娠中のお母さん方に最低二回は健康診査を受けていただくとうと今年一月から保健所以外の医療機関でも無料で健康診査が受けられる制度を設けました。

非課世帯 (3)町民税が課税されている世帯で所得税が非課税の世帯
◇受診するには
町住民課に受診を申出ますと、保健所長から町長を経由して、「妊婦一般健康診査受診票」が交付されますから、この受診票を持ってゆけば、どこの医療機関でも健康診査が受けられます。費用は無料。

診

ところで本町では、すでに昭和三十四年から母子健康センターを設置し、これらの健康診査ばかりでなく妊産婦の健康相談や助産業務、それに乳幼児の検診にいたるまで、母子の健康管理に努めています。
〔妊産婦検診〕：毎週水曜日母子健康センター
〔乳幼児検診〕：毎週木曜・巡回検

町内の産業形態も変わりつつあり、特に商工業者の増加が目立っている。おりから、関係者の間で本町にも商工会を設立しようという声が強まっています。
町では、県商工課や県商工連合会の指導のものに、対象とみられる約二百人の商工業者にパンフレットを配付したり、説明会を開催するなど設立を呼びかけ、また、現在、個々に設立に

町にも商工会

3月設立をめざす

ついでのご意見を照会中で、ついでのご意見をもとに近く設立総会を開催し、三月には設立できるような準備を進めています。(商工業者と思われる人に設立についてのご意見を求めましたが、意見書がまだ提出されていない人や、この文書が届かなかった人でも加入を希望される人は、産業課へお申出ください。)

〔商工会とは〕

商工会の組織等に関する法律によって、その地区の商工業の総合的な改善発達をはかるためにつくられる特殊法人。全国で二千七百、県下で五十六の商工会があります。

〔主な事業〕

◇商工業経営全般に関する相談
税務・経理・金融・経営・労務など商工業全般に関する諸問題の相談に応じます。
◇事務指導、事務代行
経理・税務関係・健康保険・失業保険、労災保険等の事務指導、代行

◇商取引のあつせん紹介、販路の開拓

全国に分布する商工会や会員と連絡をとり、販路の開拓紹介や市場調査
◇各種共済制度の普及と事務代行
商工業者のみなさんや従業員のための商工貯蓄共済制度、小規模企業共済制度、中小企業退職金共済制度、火災共済の普及や事務代行。

◇講習会、講演会見学の開催

学界・業界の名士や経営コンサルタントによる講習会の開催、先進事業所の見学など。

◇情報の提供や技術検定

労務管理や賃金の動向、経済界の実情や実態などの資料提供、商工会独自の珠算検定技能検定を実施
〔会の運営〕
商工会は、会員の会費と国

〔加入・脱退〕

加入は、会員資格を有する者(町内に引き続き六ヶ月以上事業所などを有する商工業者)が定められた加入手続きより商工会の承諾を得て、加

入することが出来ます。脱退は自由ですが、六十日前までに予告し、事業年度の終りに脱退することになります。(会員資格を失ったときや死亡の場合はそのときから)

なお、商工会の正式設立までは、毎月第一火曜日に、町役場へ伊勢商工会議所の経営指導員が出張して、商工相談所を開設しております。せいせいご利用ください。

所得税の確定申告

26・27日役場で受付けます

四十五年分の所得税確定申告の受付は、二月十六日から三月十五日まで全国一斉に各税務署で行なわれています。

本町の場合、今年も伊勢税務署のご協力で、二十六日と二十七日の両日、度会町役場で「出張納税相談所」を開き、その際確定申告の受け付けをいたします。ので、ぜひこの機会に確定申告をお済ませください。

確定申告とは…所得税は源泉徴収以外、年三回に分けて納付することになっていますが、はじめの二回(七月と十一月)は予定納税といつて、その年の所得を概算で支払い、次の確定申告の必要な人…



三つの願い

大久保 坂本喜洋

私が常日頃、思い、感じていることを二つ三つ述べてみたい。

まず交通問題です。昨年一年間のうちに一万数千人の人が交通事故でこの世を去ったといわれます。それも歩行者に多いという。思えば非常に悲しいできごとです。

私も、毎日車を運転しているので、ヒヤッとすることが



特に歩行者の交通ルール無視がはなはだしいのは二十歳前後の娘さんのようです。

次に米価問題です。政府は今年もまた生産者米価の据置きと昨年の二・三倍にも当る生産調整を実施しようとしています。それに加えて米の買上げ制限をする方針を打ち出しました。

町議選で思うことですが、いつも立派な方々が立候補され、ご活躍いただいているわけですが、欲を言うなら、若い世代からの立候補者が少ないように思われます。昭和もすでに四十六年、町議選にもつと昭和生れが出て

も決して不思議ではない。言いかえれば、今後の町の発展は昭和生れの力が左右すると言つても過言ではないでしょう。一昔前までは、町議会議員と言えば名譽職だった。しかしいまは違う。町政を動かすわれわれの代表であると言ふことです。年々議員報酬も引き上げられています。町のため、町民のために大いに働いてもらいたいと願うのは私だけではあるまい。昭和生れの町議の活躍を祈ります。

次回、坂本さんのご指名により山下定一さん(南中村)にお願います。予定です。

この人たちは、学生時代に歩行指導を受けたと思うのだが……？

いずれにしても、交通事故は運転手側も歩行者側も、交

収入金額」と「給与所得や退職所得以外の所得の金額」との合計額が五万円をこえる人(ただし一定金額以下の給与所得者を除く)

イ、一カ所だけから給与を受けている人で給与所得や退職所得以外の所得の合計額が五万円をこえる人

ウ、二カ所以上から給与を受けている人で「従たる給与の

収入金額」と「給与所得や退職所得以外の所得の金額」との合計額が五万円をこえる人(ただし一定金額以下の給与所得者を除く)

イ、家事使用人などで給与の支給を受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなつて

いる人

オ、同族会社の役員や、これらの人と親族関係などにある人で、その会社から給与のほか利子、賃貸料、使用料などを受けている人

一方、住民税(町民税・県民税)の申告も、今月下旬から三月十五日までに町長に提出していただくことになつていますが

今年も各部落に税務課員が出張し、直接みなさんと面談のうえ申告書を受付けることにしています。

申告用紙は、各部落へ出張する日(くわしく

注意するもの…昭和四十六年分町民税申告書の最上段欄(住所・氏名・生年月日・職業など)と2.所得から差し引かれる金額欄(配偶者控除氏名・扶養者氏名)を記入していただき、印鑑・生命保険・簡易保険証書と掛金領収書(年間九千円以上のもの)、医療費領収書・源泉徴収票をお忘れなく。

◆申告しなければならぬ人 一月一日現在、町内に住所のある人で給与所得者以外の人。それに国民健康保険に入っている人(所得税の確定申告をした人は申告の必要がありません)

給与所得者でも、給与所得以外に地代・家賃・配当・農業・事業などの所得のある人や、勤務先から度会町に対して給与支払報告書の提出のなかつた人。

◆所得とは…昭和四十五年一月一日から同十二月三十一日までの間にあげた収入からその収入をあげるための必要経費(生活費は含まれません)を差引いたものです。

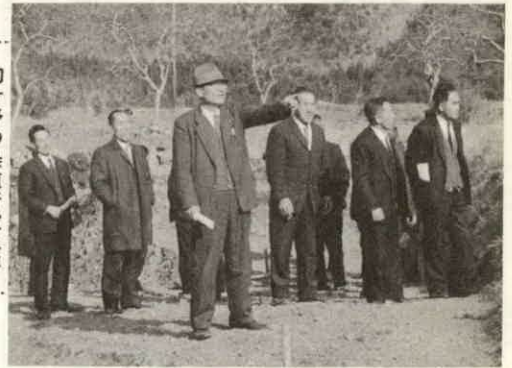
町議会

各地の工事現場を視察

町議会では、去る一月十九日、北村議長以下全議員が現在、町内各地で工事が進められている四十五年度公営事業の進捗状況を見て回りました。

これは、議場における活動だけでなくとどまらず、つぶさに町の事業執行状況や各地域の実情をよく認識しようとする以上は行なわれているもので、この日は、鮎川地内の農免橋や明高度分枝校体育館、それに山村振興事業、農業構造改善事業、林道開設事業、県道並びに町道改良事業などの工事現場約二十箇所を視察しました。

町議会では、このほか定例会や臨時会が招集される月を除き、毎月一回定期的に全員協議会を開催し、諸問題についての協議や議会のあり方などについて勉強会も行なっています。



駒ヶ野の農道新設工事現場を見る議員

川をきれいに!!

河川法施行令改正 ゴミなど捨てると罰せられます

生活環境の保全が強く叫ばれているおりから、このほど美しい川を守るために、河川法施行令が改正され、河川での禁止行為やそれにともなう罰則がはつきり規定されました。

堤防や川の中へゴミや汚物

は、場所・方法・期間・水量水質・処理方法などを異に届出なければなりません。

届出をしない者は三万円以下の罰金です。

ところで、禁止事項はすべて河川の保全のうえで必要な事項を定めたもので、違反や

廃物などを捨てないよう、お互いにふるさとの川をいつまでも美しく守りたいものです。

◆河川での禁止行為

(1)堤防や川の中へゴミ、ふん尿、鳥獣の死体その他汚物、廃物(産業廃棄物、大型ゴミなどを含む)を捨ててはいけません。

(2)指定した河川の中へ自動車や家畜を入れてはいけません。

(3)河川で土石・汚物・染料などを汚すおそれのあるものを洗ってはいけません。

(4)河川の区域内へ、土石、材木、竹などを許可なくして積み置いたり、不法行為については罰則を定めて取締りを行いますが、農業や生活のうえで従来から行なわれてきた行為、例えば家庭排水、農機具の洗浄までも禁止するものではありません。

◆汚水を排出する場合の届出

一日おおむね五十立方メートル以上の汚水を河川へ流す場合に

国民年金教室

子現た比例母のっ比
害、人ま得う
障いら始所よ
のてか年し
制し月民べ
出給1国述
拠受にとて
は、をれ金い
月金そ年つ
今児届業金
遺況農掛

拠出制の年金を受けている人

3月15日までに現況届を

国民年金(拠出制)の障害年金、母子年金、遺児年金を受給している人は、毎年三月三十一日までに「国民年金受給権者現況届」を町長を経由して県知事に提出していただくことになっています。

この現況届は、向う一年間の受給資格を決定するもので期限までに手続きをしないといると受給できなくなる恐れがあります。

◆届出事項と手続き

年金受給権者の生存関係、身分関係、生計同一関係などについて、町役場に備えつけの届書用紙に記入、押印し、町長の証明を受けて県知事へ提出します。

二月期の年金を受給されたらずく、印鑑を持参のうえ町住民課国民年金係へおこしください。(代人でもけっこうです)。

所得比例掛金と

農業者年金

国民年金制度では、老後にもっと高い年金がほしいという方のために、定額保険料に上積みして掛けていただく所得比例掛金制度があります。

ところで、一月一日からスタートしました「農業者年金」は、この国民年金所得比例制度と密接な関係にあることは広報わたらい十二月号(一一六号)でもお知らせいたしました。が、今回もう一度、農業者年金に加入された場合の所得比例掛金との関係を説明いたしましょう。

◆所得比例掛金とは……国民年金加入者で所得のある人は

定額保険料のほかに所得比例保険料というのを合せて納めていただき、将来より多くの年金を受給していただくことと昨年十月一日から発足したもので、この所得比例保険料は希望によって納付することができ任意納付がたてまえですが、農業者年金の加入者はどうしても納付していただくねばならない、いわゆる強制納付ということになります。

◆強制納付……さきにも述べましたように農業者年金に加入された人は、定額保険料(四百五十円)のほかに所得比例保険料(三百五十円)を

農業者年金加入者の保険料	
国民年金定額保険料	450円
国民年金所得比例保険料	350円
農業者年金保険料	750円
計	1,550円

いただくこととなります。これは、農業者年金が、農業経営の近代化と農地の保有の合理化などの農政目的と、年金本来の老後の安定また、

前月号に面白くもない摩擦と慣性について紙上を汚しましたが、今回は遠心力と重力の重心について述べてみましょう。

遠心力—自動車が進むとき、走行しているときには、慣性力だけが進行方向に加わっています。自動車がカーブにさしかかると進行方向と直角に外側に向かって新しい力、つまり遠心力が加わります。

この遠心力がタイヤと路面の摩擦より大きくなると、自動車は横すべりを起したり、場合によっては横転したり路外に飛び出すこととなります。

遠心力は自動車の速度の二乗に比例して大きくなり、また、カーブの半径が短いほど大きくなります。みなさんの中には、曲線路や交差点で自動車が横転しているのを見ら

たため速度を落して走行することが必要で、路面が濡れたり凍結した舗装道路は乾いた路面よりも安全速度は極端に遅くなります。例えば、いま乾いた舗装道路でカーブの半径が三十メートルの道路を走行するとき、自動車の速度は毎時三

注意しなければなりません。**重心と重力**—すべての物体には重心があり、また、その物体には重力が働いています。この重心と重力が自動車の安定性に大きな影響を及ぼしており、自動車はその安定性を十分に考慮されて作られ

ドライバーとして 知っておきたいこと(2)

協出駐在所 森 義 昭 巡査長

また、相当の積荷をした車が走行中急ブレーキをかけたとき、重心が前方に移動し重力が前輪に多くかかって後部が浮いたような状態になり自動車の安定がなくなります。

重力は、自動車が坂を上下するときの運転操作に最も大きな影響を及ぼします。

登り坂では重力が後方に働くためアクセルを強く踏まな

ており、空車状態で傾けた場合、左右それぞれ三十五度までは横転しない構造になっています。しかし、これに積荷が乗ると、ゆるやかな傾斜でも横転することがあります。

重心は高いほど不安定なのは当然ですが、積荷が左右平均しない場合も重心が一方に片寄るため、ハンドルを取られたり、わずかなカーブでも横転することがあります。

また、相当の積荷をした車が走行中急ブレーキをかけたとき、重心が前方に移動し重力が前輪に多くかかって後部が浮いたような状態になり自動車の安定がなくなります。

重力は、自動車が坂を上下するときの運転操作に最も大きな影響を及ぼします。

登り坂では重力が後方に働くためアクセルを強く踏まな



自分たちで書いた案内板をたてる
団員たち

青年団が案内板たてる

34ある町内の部落に、案内板が一つもないのでは町内を訪れる人々も不自由なしょうと、このほど町青年団(中森定団長、団員40人)が各部落の道路沿いに部落名入りの案内板を立てました。

同青年団では、文化庁行事の一つとして立てたもので、毎週2回、それぞれの勤務を終えた団員が団長宅に集合し、板削りかペン塗り、部落名記入まで自分たちで行なったものです。

は途中事故の保障を目的とする国民年金制度とを組合せて行なわれるものですから、農業者年金に加入される人は一定の所得のある農業経営主が対象であることから所得比例保険料を納付する能力のあるものとみなし強制納付とされているものです。

したがって農業者年金に加入した場合、農業者年金保険料を完納していても、国民年金の定額保険料と所得比例保険料が未納になっている場合は、農業者年金は支給されても国民年金より多くの年金を受け

金本来の性格である老後の安定を目的とした六十五歳から「老齢年金」は支給されないことになりかねませんから国民年金との関連を十分納得されたうえでご加入ください。

任意加入

国民年金加入者で前記の農業者年金加入者以外の人でも所得のある人や、所得がなくとも事業専従者になっている人は、希望により、所得比例保険料を納付して、将来通常

ることができません。(保険料が免除されている人と、昨年五年年金に加入された人は除きます)……所得比例保険料は、申出をした月から納めていただきます。

◇手続き……強制納付の人は農業者年金加入手続きと同時に納付申請書を提出していただきます。任意納付の人は、いつでもけっこうですから印鑑を持参して住民課国民年金係に申出てください。

年賀はがきの
当選番号
賞品引替え
7月19日まで

- ◇1等 8ミリ撮影機・映写機セット (8円・7円共通) 807073 587141 (8円) 789484
- ◇2等 超耐熱ガラス食器セット (8円・7円共通) 下5ヶタ 36012 (8円) 67106
- ◇3等 保温水筒 (8円・7円共通) 下4ヶタ 6377
- ◇4等 グリーティングカードと封筒セット (8円・7円共通) 下3ヶタ 060 572
- ◇5等 お年玉切手シート (8円・7円共通) 下2ヶタ 17 15 19



広報板

引揚者特別交付金

請求は 3 月 31 日限り

引揚者や引揚者の遺族、引揚前死亡者の遺族に支給されます「引揚者特別交付金」の請求期限は 3 月 31 日限りです。

この日までに請求書を提出しないと特別交付金を受ける権利を失いますから該当されると思われる方でまだ請求されていない方は、いますぐ町住民課で請求手続をしてください。

▶どんな人が対象となるのか

(1)外地に終戦日(昭和20年8月15日)まで引き続いて1年以上生活の本拠を有して、終戦日以後に本邦に引き揚げた人。

なお、特例として、ソ連邦の参戦地域(樺太、千島、華北、内蒙、満洲、関東洲、北朝鮮など)から昭和20年8月9日以後20年8月14日までに引き揚げた人や南洋群島(もとの日本委任統治領)から昭和18年10月1日以後、日本国政府の要請で終戦日前に引き揚げた人などの人も対象となります。(このほかにも特例があります。)

(2)満洲開拓民と戦争末期に日本国政府の命令または要請によって満洲、朝鮮などに工場施設とともに移住させられた軍需工場の従業員、家族は外地にいた期間が一年未満でも対象となります。

(3)引揚者および引揚前死亡者の遺族

(4)引揚者の相続人

▶いくら支給されるか

終戦時または特定時点の年数などに依りて一人最高17万円から20万円(遺族はこの7割)までの額を国債で支給。

住民税の出張受付け

2月22日～3月12日まで

いずれも午後6時から

- ◇2月22日 注連指農協、田口クラブ
- ◇23日 麻加江寺、長原保育所
- ◇24日 坂井寺、立花クラブ、鮎川寺、立岡寺、◇25日 大久保寺、平生寺
- ◇3月1日 柵橋保育所
- ◇2日 南中村保育所
- ◇3日 上久具寺、田間寺、当津寺、茶屋広寺、◇4日 牧戸寺、下久具寺、川口寺
- ◇5日 栗原寺、中之郷寺、日向寺
- ◇8日 小川公民館、駒ヶ野寺、葛原寺
- ◇9日 五ヶ町寺、火打石寺、市場公民館、川上公民館
- ◇10日 小萩公民館、柳公民館、脇出公民館
- ◇11日 大野木公民館
- ◇12日 和井野公民館

保育所入所の申込み受付

46年度の町立保育所入所児童の受付けは2月10日で締切らせていただきましたが、期限までに申請しなかった人で入所を希望される人は、期限後でも定員に余裕のある限り入所できますから、いますぐ町住民課で手続きをしてください。

- ◇資格 町内に居住する就学前の乳児、幼児
- ◇入所定員 南中村保育所60名、中之郷保育所60名、柵橋保育所90名、長原保育所60名

高等職業訓練校 第一期入校生を募集

4月開校予定の南伊勢総合高等職業訓練校(雇用促進事業団が小俣町地内に新設)では、入校生の第2次募集をしています。

1. 募集科目と定員
機械科(機械)25名、機械科(仕上)25名、板金科25名、なお47年度までに7職種に増設される予定です。
2. 訓練期間 2ヵ年
3. 応募資格 中学卒業以上の人で性別年齢制限なし
4. 応募手続 3月23日の選考日までに伊勢公共職業安定所へお申込みください。(電話伊勢⑧0215)へ。

—股関節撮影のお知らせ—

- ◇とき 3月8日
午前10時～午後3時
- ◇ところ 母子健康センター
- ◇対象者 昭和45年3月1日から昭和45年11月30日までに生まれた者
- ◇検診内容 股関節撮影(レントゲン)と保健指導
- ◇費用 股関節撮影手数料
1件 300円(自己負担 150円 町負担 150円)

入校生を募集

—3月15日まで

三重県農業経営大学校

- ◇募集人員 本科 50名
 - ◇修業年限 1ヵ年
 - ◇応募資格 三重県内に居住する18歳以上の農業従事者または農業につこうとする人
 - ◇提出書類 (1)入校願書 (2)履歴書 (3)最終学校成績証明書 (4)家庭の農業経営状況等調査書 (5)身体検査書(保健所または公立病院) (6)写真(正面上半身、無帽、名刺型で6ヵ月以内のもの) (1)と(4)の用紙は三重県農業経営大学校へ請求してください。
 - ◇願書受付 2月22～3月5日(郵送の場合3月5日消印有効)
 - ◇あて先 一志郡嬉野町川北、三重県農業経営大学校
 - ◇選考 書類審査と面接(3月15日)
 - ◇入校 4月6日
- その他くわしいことは、同大学校か伊勢農業改良普及所(電話伊勢⑤1111)へお問合せください。

町人 事
新採用(一月一日付)
新田多鶴(大野木) 税務課
勤務

お詫びと訂正

広報わたらい十二月(一六号)六ページに掲載の「あなたも私も守ろう人権」の記事中、人権擁護委員西村善之丞氏とありますが、これは伊藤寛之氏の誤りです。訂正しお詫びします。

消費生活モニターに

西田みささん

(栗原)

昭和四十五年の三重県消費生活モニターに県下で六十名の方が三重県知事から委嘱されましたが、本町からは栗原の西田みささん(六十歳)が委嘱されました。

1日1円で
最高50万円を保障!!

(三重県交通災害共済)

掛金を添えて、区長さんか、直接町総務課へお申し込みください。